

のうせい 佐用

農業委員会だより

# ちくさ刊

第 59 号

令和 3 年 2 月 5 日発行

佐用町農業委員会

TEL.82-0667 (農林振興課)

FAX.82-0017



(みその発酵・熟成前の仕込みの様子) 左 小林 三晃 右 早瀬 智晃

昨年 10 月に「ふれあいの里 上月」「南光ひまわり館」「味わいの里三日月」の 3 直売所は統合し、「榊元気工房さよう」として新たにスタートしました。

上月農産物処理加工施設（福吉）では若手 2 人が職員として加わり、地理的表示（GI）登録産品の「佐用もち大豆」を原料に、もち大豆みそなどの特産品の品質を高めるため、日々努力を重ねています。

「もち大豆みそは町内外問わず好評で、特産品を通しての町の PR に繋がっていることや、佐用ならではの作業にやりがいを感じている」と話します。

## 主な記事から

- ☆ 生産者の育成を目指して・・・2～3
- ☆ 農業委員会からのお知らせ・・・4

# 生産者の育成を目指して

新たな取り組み「さよう農の匠」養成塾を紹介します。



## 町の農業政策

町では、佐用の基幹産業である農業を守るため、様々な事業に取り組んでいます。農作物への補助はもちろんのこと、獣害対策に関することや農地保全に関すること、農産物の加工や流通に関することなどがあります。また、担い手の育成にも力を入れています。

しかし、少子高齢化が進む中、担い手の減少は農業継続に強く影響を与えています。

そのため、町では担い手育成事業の一つとして、平成28年から「佐用いきいき帰農塾」栽培技術講習会を開催しています。

そしてこの度、4年間の事業を振り返り、更なる担い手の確保に向け、意欲ある農業者を農業技術の担い手「さよう農の匠」として養成し、独り立ちを支援します。また、コロナ禍の影響により、不足が見込まれる大型農家の支援ができる人材の育成にもつなげるとともに、高度技術の普及を図るた

め、新たな養成塾を開講します。

## 「佐用いきいき帰農塾」

農業初心者などを対象に、野菜と果樹の基本的な栽培技術の習得と、生産者の掘り起こしを目的とした農業講座です。これまで述べた1,000人以上が受講しています。直売所への出荷者を増やすだけでなく、接ぎ木技術を習得した受講生を「接ぎ木技能士」に認定、培った栽培技術を継続的に他の農家に伝える取り組みにも力を入れてきました。また、同塾の塾生同志が加工グループを結成するなど、効果をあげています。

しかし、生産農家や農産物の出荷量の大幅な増加に結びついていません。

## 「さよう農の匠」養成塾の開講

「佐用いきいき帰農塾」を振り返り、「さよう農の匠」養成塾では農業の基礎となる土づくりから指導を行い、肥よくな土づくりに

よる優良な農産物の栽培を目標に、農業者の活躍を目指し開講します。塾生の条件は次の3点です。

- ① 受講内容に係る作物を栽培し、出荷が可能な者であること。
- ② 受講終了後5年以上の生産出荷を見込める者であること。
- ③ 受講について、概ね出席が可能と見込める者であること。

養成塾は野菜、果樹の2コースあり、受講期間は3年間となります。長期間の継続と年間の講座回数を増やすことで内容を充実させ、通年での栽培方法を学ぶことができます。

「(株)元氣工房さよう」が管理する上段農地(乃井野)を活用して講習を行います。また、教材の収穫物の一部は「(株)元氣工房さよう」へ出荷し、直売所での販売状況など『目で見て、体験して、味わえ

る』をコンセプトとして事業を展開します。

## 「さよう農の匠」養成塾

### 開設記念植樹式

令和2年12月1日に上段農地で果樹コースで利用する苗木の植樹式を行いました。「王秋3本」「爽甘3本」「オサゴールド20世紀7本」「秋栄4本」「富慈緑2本」「ヤーリー2本」の計21本のナシを、「佐用いきいき帰農塾」塾生を中心に37名で植樹しました。

果樹コースは、植樹したナシの他にモモ、カキ、クリなどを教材に栽培講習を行います。野菜コースはトマト、キュウリ、キャベツ、白菜、大根、ハウレンソウ、ニンジン、ナスなどの栽培講習をします。

「さよう農の匠」養成塾につきまして、詳しくは役場農林振興課(0790・82・0667)までお問い合わせください。



「佐用いきいき帰農塾」の果樹園での実技講習の様子



「佐用いきいき帰農塾」の座学の様子

# 農業委員会からの お知らせ

☎Tel 82-0667  
infomation

## 利用権設定で安心して貸し借りを

利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借契約です。この制度を利用することにより、安心して農地の貸し借りができます。また、手続きについても簡単な申込みで農地の貸し借りができます。

### メリット

- ① 農業委員会が貸し借りの管理を行うので、安心して貸し借りができます
- ② 貸した農地は、契約時に決めた期限が来れば必ず返ってきます
- ③ 農業経営の規模拡大が簡単できます
- ④ 貸借期間中は安心して耕作ができます（途中解約には双方の合意が必要です）

⑤ 終期が近づけば、農業委員会からお知らせします  
申請書については、農業委員会に備えていますので、貸し借りをされる場合にはご相談ください。

## 令和2年佐用町賃借料情報

令和2年1月から令和2年12月までに締結（告示）された賃貸借

地域	平均額 (単位：円)	最高額 (単位：円)	最低額 (単位：円)	データ 数	告示 件数	内訳・賃借料	
						なし	あり
佐用	3,700	5,000	1,600	23	128	104	24
上月	8,900	15,000	5,000	9	273	264	9
南光	8,300	10,000	3,700	31	206	171	35
三日月	5,000	5,000	5,000	2	112	110	2
計	6,400			65	719	649	70

における賃借料水準（10a当たり）は、次のとおりとなっています。使用貸借と賃貸借では、649筆が賃借料なしの使用貸借、70筆が賃借料ありの賃貸借となっています。

▽データ数は、集計に用いた筆数です。▽標準的な水準を算出するため、区分ごとに全賃借料データの平均値±（平均値×70%）を超えるものを除いています。▽金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。▽（参考）佐用町平均の額は、各区分の集計に用いた全賃借料データの平均です。

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農家のための年金です。

農業者の皆様も、農業者年金に加入して、安心で豊かな老後を迎えましょう。

### 農業者年金の特徴

★農業に従事されている人は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって年間60日以上農

業に従事している人は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。  
ご加入を検討される人は、農業者年金基金または農業委員会までご連絡をお願いします。

☎農業者年金基金

☎03・3502・3199

## 許可申請締切日

農地に関する許可申請の締め切りは、毎月末です。

3月委員会分	2月26日(金)
4月委員会分	3月31日(水)
5月委員会分	4月30日(金)

## 編集委員会

委員長 藤本 浩  
委員 井上 建治  
委員 小原 孝文  
委員 伊東 正生  
委員 吉田 将光  
委員 福原 正幸  
委員 野村 秀樹  
委員 井垣 広幸